

搭乗型移動支援ロボットの公道走行実証実験特区要望について

1. 特区要望の概要

2009年10月13日から11月12日の期間に構造改革特区推進本部が第16次構造改革特区要望を募集したところ、つくば市より次の特区要望が提出されたところ。

『一定の要件を満たす搭乗型の移動支援ロボット（パーソナルモビリティ等）を、電動機を用いるものであっても、電動アシスト自転車などと同様の軽車両（または原動機を用いる歩行補助車等）扱いとし、つくば市内のある一定区域の公道（普通自転車も走行可能な歩道に限る）での走行を可能とし、歩行者混在空間での移動支援ロボットの実証試験を行なう。』

（参考）

現行の道路運送車両法上、搭乗型移動支援ロボットは、その定格出力の大きさにより、自動車又は原動機付自転車に該当し、車両の安全基準（保安基準）に適合していなければ公道を走行することができない。

2. 今後の対応予定

上記の特区要望に対し、関係法令を所管する警察庁と国土交通省では、特区要望を次のとおり認める予定である。

なお、具体的な措置内容及び措置方法については現在、検討中である。

『一定の要件を満たす搭乗型の移動支援ロボットについて、特区内の一定の公道において、ロボットの特性や道路交通環境を踏まえつつ、必要となる安全措置を講じた上で、実証実験を行うことを可能とする。』